

令和8年度埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請)

提出書類チェックリスト **電子申請用**

画像のアップロードを行う前に再度確認をお願いします。

書類(画像)に不備があると、再添付をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

振込口座の通帳等

☐ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかる画像ですか。

☐ 口座名義は、申請者(保護者等)の名義になっていますか。

申請後、提出した口座名義に変更が生じた場合、速やかに当課学費軽減ヘルプデスクに連絡してください。

在学証明書

☐ 申請対象生徒(高校生等)の氏名、生年月日及び在学学校名(課程)に誤りや記入漏れはありませんか。

☐ 学校長の印が押印されていますか。

☐ 学校様式の場合、専攻科等の課程が記載されており、基準日(原則は令和8年7月1日)時点の在籍を在学学校が証明したものです。

学生証、生徒手帳等は当補助金の審査では証明書として御利用いただけません。

世帯全員の住民票

☐ **世帯全員**(続柄が記載されたもの)の住民票ですか。

☐ 基準日以降に発行されたものです。

☐ マイナンバーが記載されていないものです。

☐ (外国籍の場合)国籍・在留資格等が記載されているものです。

画像の一部が見切れていて、上記の項目が確認できない場合は、不備として扱われ、再添付が必要となります。

保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書

☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額は10万5,500円未満(多子世帯の場合は26万4,500円未満)ですか。

保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額が10万5,500円未満(多子世帯の場合は26万4,500円未満)でない場合、令和8年度私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請)は対象外となります。

ただし、保護者等全員の令和9年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額が非課税(0円)相当又は10万5,500円未満(多子世帯の場合は26万4,500円未満)相当に該当する見込みである場合、同給付金(家計急変世帯)の対象となる可能性がございます。詳細は学費軽減ヘルプデスクまでお問合せください。

個人対象要件証明書

☐ 申請対象生徒(高校生等)の氏名、在学学校名(課程・学科等名)及び学年に誤りや記入漏れはありませんか。

☐ 学校長の印が押印されていますか。

日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

日本国の高等学校等の卒業証書の写し又は卒業証明書

生徒等の在留資格が「家族滞在」のみ必要

【家計急変世帯のみ】上記書類に加え、以下の書類の確認をお願いします。

急変後の収入・所得を証明する書類

- ☐（給与所得者の場合）源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間の給与見込証明書(いずれも提出できない場合は直近3か月分の給与明細の写し)が添付されていますか。
- ☐（個人事業主の場合）令和 8 年分の確定申告書の写し 又は 税理士又は公認会計士の作成した証明書類が添付されていますか。

急変後事由を証明する書類

(1)失職・廃業の場合

- ☐（給与所得者の場合）雇用保険受給資格者証の写し(提出できない場合は、離職票、退職証明書、退職辞令書等の写し)が添付されていますか。
- ☐（個人事業主の場合）破産手続開始通知書、廃業等届出書等の写しが添付されていますか。

(2)死亡・離婚の場合

- ☐ 戸籍全部事項証明書が添付されていますか。

(3)傷病による休職の場合

- ☐ 医師による診断書等の写し かつ 休職証明書等の写しが添付されていますか。

(4)災害等に起因する収入減の場合

- ☐ 収入減が災害等に起因することを証明できるものが添付されていますか。